

令和3年第1回 多治見市教育委員会会議録

(要点筆記)

開催日時 令和3年1月28日(木) 午後1時35分 開議

開催場所 多治見市役所駅北庁舎 4階 第2会議室

出席委員

教育長 渡邊哲郎

教育長職務代理者 中澤香代

委員 大嶽和好

委員 加藤智章

委員 木下貴子

欠席委員 なし

教育委員会事務局・その他の機関の長等出欠表

あらかじめ出席要請した管理職員

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	副教育長	河本英樹	
出	教育次長	高橋光弘	
出	教育指導監	丸山 近	
出	教育総務課長兼文化財保護センター所長	河地孝彦	
出	教育研究所長	加藤充康	

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	教育推進課主幹	東山学史	
出	大畑調理場長 兼共栄調理場長	水野浩則	
出	課長(放課後児童健全育成調整担当)	勝見祐子	

上表欠席職員の代理出席者：なし

説明のため出席した者：文化財保護センター 主査 矢部由美子
教育推進課 課長代理 山田直子、総括主査 南谷美和
子ども支援課 課長 杉村哲也、課長代理 水野恵美子

会議の傍聴人：なし

会議を早退した者：なし

会議の公開、非公開：一部非公開(議第5号)

付議番号	案 件 名	所管課	結果
議第 1 号	多治見市文化財審議会への諮問について (多度神社本殿)	文化財保護 センター	原案可決
議第 2 号	令和 3 年度多治見市立小中学校教職員の人事異 動方針を定めるについて	教育推進課	原案可決
議第 3 号	令和 3 年度多治見市立幼稚園教職員の人事異動 方針を定めるについて	子ども支援 課	原案可決
議第 4 号	独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済 掛金のうち保護者から徴収する額等を定める規 則を制定するについて	教育推進課	原案可決
議第 5 号	多治見市教育委員会表彰規則による被表彰者の 決定について	教育総務課	原案可決

開 会

午後 1 時 35 分 渡邊教育長が本日の委員会会議の開会を宣言

議 事

- 渡邊教育長 日程第 1、本会議の公開又は非公開の決定について、事務局に説明を求める。
- 事務局 本日の会議については、「議第 5 号 多治見市教育委員会表彰規則による被表彰者の決定について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項“人事・その他の事件”に該当するため、同項及び多治見市教育委員会会議規則第 10 条の規定により、非公開と決定することについて、審議願う。
- 渡邊教育長 事務局の説明のとおり、「議第 5 号 多治見市教育委員会表彰規則による被表彰者の決定について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項“人事・その他の事件”に該当するため、同項及び多治見市教育委員会会議規則第 10 条の規定により、非公開と決定することについて、異議はないか。
- 各委員 異議なし。
- 渡邊教育長 異議がないので、「議第 5 号 多治見市教育委員会表彰規則による被表彰者の決定について」は、非公開と決定する。

議第 1 号 公開

- 渡邊教育長 それでは、日程第 2、議第 1 号 多治見市文化財審議会への諮問について、事務局に説明を求める。
- 文化財保護センター
矢部主査 (議第 1 号 多治見市文化財審議会への諮問について (多度神社本殿)、資料により説明。)
- 渡邊教育長 何か質問はないか。
- 中澤委員 文化財に指定されると、市からの支援ということでは、これまでとどのような違いがでてくるか。
- 文化財保護センター
矢部主査 文化財は、修理費に市の補助を受けることができるため、金銭的な負担は軽減される。一方で、将来にわたり永久に保存をしていかなければならなくなるということで、恐らく地元の方々は大変と思う。地元には、こうした事実をしっかりと説明し、納得していただいた上で指定していきたいと考えている。
- 中澤委員 文化財の指定を受けると、永続的に指定は続くのか。
- 文化財保護センター
矢部主査 そのとおりである。
- 渡邊教育長 大嶽委員の地元であるが、補足はあるか。
- 大嶽委員 多度神社はかなり傷みが激しくなっており、ところどころ雨漏りする状況となっている。地域にとって大切な存在である神社を修復したいと考え、氏子を中心に何度も話し合いを行った結果、屋根の葺き替え費用など、修復費用が膨大となることを見込まれることもあり、最終的には、文化財の指定の申請をすることになったと聞いている。
- 渡邊委員長 その他質問はないか。

各委員 なし。

渡邊教育長 なければ「異議なし」として、原案どおり可決してよいか。

各委員 よい。

渡邊教育長 それでは、議第1号 多治見市文化財審議会への諮問について、原案どおり可決することとする。

議第2号 公開

渡邊教育長 次に、日程第3、議第2号 令和3年度多治見市立小中学校教職員の人事異動方針を定めるについて、事務局に説明を求める。

高橋教育次長 (議第2号 令和3年度多治見市立小中学校教職員の人事異動方針を定めるについて、資料により説明。)

渡邊教育長 今年度からの変更点はあるか。

高橋教育次長 変更はない。

渡邊教育長 質問はないか。

大嶽委員 来年度から始まるICT教育を推進するためには、特に、リーダー的役割を果たすことができる教員を適切に配置することが必要と考える。今回の異動方針には、こうした観点は含まれているか。

高橋教育次長 ICT教育に関しては、各学校でリーダー的役割が期待できる教員に対して研修を開催し、スキルの向上を図っている。
人事異動については、総合的に判断して、適材適所に配置したい。

中澤委員 少人数学級が進み、クラス数が増えると教員の負担が増えないか心配するがいかがか。

高橋教育次長 国は徐々に少人数学級化を進めており、これに応じて教員の採用も増え、教員数も増えていくと予想している。
多治見市においては、該当する学校が多くあるというわけではないが、少人数学級を進めると教室が不足する学校があるため、こうした学校は弾力的な運用をしていくことになると考えている。こうした状況も踏まえ、総合的に教員の配置を考えていきたい。

渡邊教育長 その他質問はないか。

加藤委員 異動方針に「定年前にあっても退職を適当とする者については、退職を勧める」とあるが、どういったケースが考えられるか。

高橋教育次長 例えば、定年間近となった美術の教員が、自分の生き方を見つめなおしたときに、美術の道を究め、ゆくゆくは個展を開きたいというように、これまでと異なる進路を歩みたい場合、校長が本人の意向を尊重して退職を勧める場合がある。その他、介護を理由に早期退職する教員が多い。

木下委員 中学校において、教員の休暇が理由で、国語の教員が数学を教えるというように専門外の教科を教える実態があると聞いた。適材適所という点において、実際に困っていることがあれば教えてほしい。

高橋教育次長 教員の年齢構成や性別構成によって、育児休暇が重なることがある。中学校では、年度途中に補充の講師を募集しても、募集する教科では応募がないということがある。教員は、申請をすることで専門外の教科を教えることができる。いずれにしても、子どもたちの学びが保障できないことがあってはな

らないため、学校全体で工夫しながら進めている。

- 木下委員 年度当初に適材適所で教員を配置しても、予測できないことがあると、再配置が難しいことは理解した。
- 渡邊教育長 他に質問はないか。
- 各委員 なし。
- 渡邊教育長 なければ「異議なし」として、原案どおり可決してよいか。
- 各委員 よい。
- 渡邊教育長 それでは、議第2号 令和3年度多治見市立小中学校教職員の人事異動方針を定めるについて、原案どおり可決することとする。

議第3号 公開

- 渡邊教育長 次に、日程第4、議第3号 令和3年度多治見市立幼稚園教職員の人事異動方針を定めるについて、事務局に説明を求める。
- 杉村子ども支援課長 (議第3号 令和3年度多治見市立幼稚園教職員の人事異動方針を定めるについて、資料により説明。)
- 渡邊教育長 質問はないか。
- 中澤委員 方針の中に「幼稚園と保育園あわせての一体的な人事配置」とあるが、以前はこうした文言がなかったと記憶している。最近になり加えられた文言か。また、管轄が、幼稚園は文科省、保育園は厚労省と異なっていることもあり、大事にする理念に違いがあったと認識している。そうした垣根をなくす工夫はされているか。
- 杉村子ども支援課長 随分前は幼稚園と保育園に違いがあったようであるが、かなり以前から現在の形となっている。国では保育園と幼稚園を兼ね備えた「こども園」という新しい制度もできている。笠原校区では、幼稚園が小さく、保育園が大きいという課題があり、両方を一体的に扱うことが必要となっている。また、教職員については、幼稚園教諭と保育士の両方の免許を持つ者を採用しており、以前から一体的な人事配置を行っているところである。
- 渡邊教育長 他に意見はないか。
- 各委員 なし。
- 渡邊教育長 なければ、議第3号 令和3年度多治見市立幼稚園教職員の人事異動方針を定めるについて、原案どおり可決することとする。

議第4号 公開

- 渡邊教育長 次に、日程第5、議第4号 独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金のうち保護者から徴収する額等を定める規則を制定するについて、事務局に説明を求める。
- 高橋教育次長 (議第4号 独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金のうち保護者から徴収する額等を定める規則を制定するについて、資料により説明。)
- 渡邊教育長 質問はないか。

- 加藤委員 日本スポーツ振興センターの共済制度の内容について、もう少し詳しく教えてほしい。
- 南谷総括主査 スポーツ振興センターの共済制度は、学校の管理下で怪我をした場合に、治療費の一部を支払うものである。概ね1か月に各学校3、4件の事故報告があり、1か月分を一括して、スポーツ振興センターに申請している。スポーツ振興センターの審査後に、医療費の自己負担分に1割の見舞金を加えた額が支払われることとなっている。例えば、自己負担3割の場合には、1割の見舞金を加算して、4割がスポーツ振興センターから支払われる。
- 中澤委員 保護者から徴収する額について、明文化されていなかったところを明文化したという理解でよろしいか。
- 南谷総括主査 そのとおりである。これまでも児童生徒1人につき、保護者と教育委員会が460円ずつ負担してきた。これを明文化したものである。制定の経緯であるが、以前からスポーツ振興センターは国庫を原資に準要保護者と要保護者の掛金の一部を補助していたが、その運用は明文化していなかった。国の会計検査の際に、各市の規則に保護者から徴収する額等を規定しておくようにとの指摘を受けたとのことで、今回、本市においても規則を制定することとなった。
- 渡邊教育長 他に質問はないか。
- 各委員 なし。
- 渡邊教育長 なければ、議第4号 独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金のうち保護者から徴収する額等を定める規則を制定するについて、原案どおり可決することとする。

議第5号 非公開

閉 会

午後2時10分